

**中部横断自動車道（長坂～八千穂）の環境影響に関する検討書
に対する環境大臣意見の提出について（お知らせ）**

| |
|----------------------|
| 平成 27 年 3 月 5 日（木） |
| 環境省総合環境政策局環境影響審査室 |
| 室 長：神谷 洋一（内 6231） |
| 室長補佐：相澤 寛史（内 6233） |
| 審 査 官：岸田 周（内 6253） |
| 担 当：具志堅洋介（内 6232） |
| 電 話：03-3581-3351（代表） |
| 03-5521-8237（直通） |

環境省は、5日、「中部横断自動車道（長坂～八千穂）」の環境影響に関する検討書に対する環境大臣意見を国土交通大臣に提出した。

本事業は、中部横断自動車道の一部区間として、山梨県北杜市長坂町（（仮称）長坂 JCT）から長野県南佐久郡佐久穂町（（仮称）八千穂 IC）を結ぶ約 34km の高速自動車国道を設置するものである。

環境大臣意見では、対象事業実施区域の設定に当たって、八ヶ岳中信高原国定公園、鳥獣保護区などの環境保全上重要な区域への影響を極力回避・低減するよう検討すること等を求めている。

1. 背景

環境影響評価法では、高速自動車国道の設置又は改良の工事を対象事業としており、環境大臣は、計画段階環境配慮書（※）について、国土交通大臣からの照会に対して意見を述べることができるとされている。

また、本検討書は、平成 23 年に改正された環境影響評価法の附則により、法改正の経過措置として同法第 3 条の 3 で定める計画段階環境配慮書とみなされる。

このため、本件は、中部横断自動車道（長坂～八千穂）に係る計画段階環境配慮書相当書類（検討書）に対して、環境大臣が意見を述べるものである。

今後、国土交通大臣から第 1 種事業を実施しようとする者に対して、環境大臣意見を勘案した意見が述べられ、第 1 種事業を実施しようとする者は、意見の内容を検討したうえで、事業段階の環境影響評価（環境影響評価方法書、準備書、評価書）を行うこととなる。

※計画段階環境配慮書：配置・構造又は位置・規模に係る事業の計画段階において、重大な環境影響の回避・低減についての評価を記載した文書。

2. 事業の概要

本事業は、中部横断自動車道の一部区間として、山梨県北杜市長坂町（（仮称）長坂 JCT）から長野県南佐久郡佐久穂町（（仮称）八千穂 IC）を結ぶ約 34km の高速自動車国道を設置するものである。ルート帯の区域及びその周辺の地域は、八ヶ岳山麓の高原地帯及び千曲川上流の山間部に位置し、優れた自然環境や景観、集落等が存在している。

3. 環境大臣意見の概要

(1) 対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の設定に当たっては、環境保全上重要な以下の区域に対する事業の影響を極力回避・低減するよう検討すること。特に、複数該当する地域については、十分配慮すること。

- ① 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び集落
- ② 八ヶ岳中信高原国定公園
- ③ 鳥獣保護区
- ④ 主要な河川、湖沼及び湧水群、並びに水道水源保全地区等の主要な水源地
- ⑤ 重要な地形及び地質
- ⑥ 特定植物群落
- ⑦ 自然環境保全基礎調査の現存植生図における植生区分が「自然植生」の区域、及び「代償植生」のうち自然林に近い植生の区域
- ⑧ 主要な眺望点
- ⑨ 北杜市景観計画における景観形成推進ゾーン
- ⑩ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場
- ⑪ 史跡・天然記念物、埋蔵文化財等の歴史的文化的遺産

(2) 環境影響評価の項目の選定

上記の重要な保全対象が対象事業実施区域又はその周囲に存在する場合は、環境影響評価の項目の選定に当たって考慮し、本事業に伴い影響を受けるおそれのある環境要素に係る項目から環境影響評価の項目を適切に選定すること。

(3) 各論

① 動植物及び生態系

重要な動植物や生態系への影響を可能な限り回避・低減するため、専門家等からの助言聴取を踏まえて調査、予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討すること。

- i) 希少猛禽類の繁殖に重要な地域への影響を可能な限り回避・低減するよう努めること。
- ii) 重要な水生生物への影響を回避・低減するため、これらの生息・生育地の改変や水の濁り等が抑制できる位置・構造等を選定するよう努めること。
- iii) 重要な動物の生息地が分断されないよう、橋梁等の構造を選定するよう努めること。また、重要な動物の生息地が分断されるおそれがある場合は、ボックスカルバート、パイプカルバート等を設置にあたり重要な動物の選好性等を踏まえる等、重要な動物の移動経路を確保するよう努めること。

② 景観

八ヶ岳山系等の優れた眺望景観への影響を回避・低減するため、可能な限り定量的に眺望景観の変化の程度を把握し、専門家等の助言を踏まえ、調査、予測及び評価を実施すること。また、それらの結果を踏まえ、重大な環境影

響が生じる地点を可能な限り回避し、眺望景観に配慮した構造等を選定するよう努めること。

③水環境

トンネル構造を設ける場合は、水源の減水や枯渇等の影響を回避・低減するため、水源の位置及び使用状況を十分把握するとともに、必要に応じて定量的な予測を実施すること。

④廃棄物等

詳細なルート・構造の検討に当たっては、土地の改変の抑制や切土・盛土量のバランスを考慮し、発生土の運搬による影響の回避・低減に努めること。

また、発生土の仮置き場を設置する場合は、動植物の重要な生息・生育地等を回避する等、影響の回避・低減に努めること。

以上の措置を適切に講ずるとともに、それら措置の内容について方法書以降の図書に記載すること。

【参考】

○事業概要

- ・名 称：中部横断自動車道（長坂～八千穂）
- ・計画策定者：国土交通省 関東地方整備局長
- ・事 業 地：山梨県北杜市長坂町～長野県南佐久郡佐久穂町
- ・事 業 規 模：4車線 約34km

○環境影響評価に係る手続

- ・平成27年1月19日 国土交通大臣から環境大臣への意見照会
- ・平成27年3月5日 環境大臣意見の提出

中部横断自動車道（長坂～八千穂）の環境影響に関する検討書に対する 環境大臣意見

中部横断自動車道は、静岡県静岡市を起点に、山梨県甲斐市を経由して長野県小諸市に至る延長 132km の高速自動車国道である。本事業は、このうち山梨県北杜市長坂町（（仮称）長坂 JCT）と長野県南佐久郡佐久穂町（（仮称）八千穂 IC）間の約 34km について整備を行うものであり、日本海及び太平洋の臨海地域と長野・山梨県との連携・交流の促進を図り、沿線住民が安心して暮らせるネットワークの構築、物流体系の確立や広域的観光ゾーンの開発・支援等に寄与することを目的としたものである。

本件は、環境影響評価法の一部を改正する法律（平成 23 年 4 月 27 日法律第 27 号）附則第 6 条第 1 項の規定に基づき経過措置を適用するものであり、公共事業における計画段階評価の手続きにおいて、平成 17 年 9 月に国土交通省道路局が策定した「構想段階における市民参画型道路計画プロセスのガイドライン」等に基づき、比較案の比較評価において環境面の検討が実施されている。この中で、山梨県側のルート帯の設定においては、比較案の A 案又は B 案のいずれにおいても、住居を極力回避し、希少な動植物の生息・生育地かつ優れた眺望景観を有する八ヶ岳山麓から極力距離を置くなど、概略ルートの位置に関する環境配慮が一定程度なされている。

本ルート帯の区域及びその周辺の地域は、八ヶ岳山麓の高原地帯及び千曲川上流の山間部に位置し、優れた自然環境や景観、集落等を有することから、今後の評価項目の選定やそれらの予測・評価に当たって、本検討書で実施した環境配慮に加えて、入手可能な最新の文献その他の資料を踏まえた環境への影響の重大性及び回避、低減の可能性について客観的かつ科学的な検討を行うことが望ましいと考えられる。

このため、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、それら措置の内容について方法書以降の図書に記載すること。

1. 対象事業実施区域の設定

今後の詳細なルート・構造の検討を踏まえた対象事業実施区域の設定に当たっては、入手可能な最新の文献その他の資料を踏まえ、環境の保全上重要と考えられる以下の区域について、事業の影響を極力回避・低減するよう検討すること。特に、以下の区域に複数該当する地域については十分配慮すること。

- ① 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び集落
- ② 八ヶ岳中信高原国定公園
- ③ 鳥獣保護区
- ④ 主要な河川、湖沼及び湧水群並びに水道水源保全地区等の主要な水源地
- ⑤ 重要な地形及び地質
- ⑥ 特定植物群落
- ⑦ 自然環境保全基礎調査の現存植生図における植生区分が「自然植生」の区域、及び「代償植生」のうち自然林に近い植生の区域
- ⑧ 主要な眺望点
- ⑨ 北杜市景観計画における景観形成推進ゾーン

- ⑩ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場
- ⑪ 史跡・天然記念物、埋蔵文化財等の歴史的文化的遺産

2. 環境影響評価の項目の選定

設定した対象事業実施区域又はその周囲において、上記の1. ①～⑪の重要な保全対象が存在する場合には、環境影響評価の項目の選定に当たって考慮するものとし、入手可能な最新の文献その他の資料を踏まえ、本事業に伴い影響を受けるおそれのある大気質、騒音、振動、水質、地形及び地質（地下水）、日照阻害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場及び廃棄物等その他環境要素に係る項目から、環境影響評価の項目を適切に選定すること。

3. 各論

今後の詳細なルート・構造の検討並びに上記の2. を踏まえた方法書以降の調査、予測及び評価に当たっては、以下について、特に留意すること。

（1）動植物及び生態系

重要な動植物や生態系への影響を可能な限り回避・低減するため、詳細なルート・構造の検討に関してこれらについて十分配慮するとともに、専門家等からの助言聴取を踏まえて調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、必要に応じて環境保全措置を検討すること。

- ① 希少猛禽類の営巣中心域や高利用域といった繁殖に重要な地域への影響を可能な限り回避・低減するよう努めること。また、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」や「サシバの保護の進め方」等を踏まえて調査、予測及び評価を実施すること。
- ② 河川、湖沼及び湧水群等に生息・生育する重要な水生生物への影響を回避・低減するため、これらの生息・生育地の改変や水の濁り等が抑制できる位置・構造等を選定するよう努めること。
- ③ 重要な動物及びその生息地への影響を回避・低減するため、重要な動物の生息地が分断されないよう橋梁等の構造を選定するよう努めること。

また、詳細なルート・構造を踏まえて重要な動物の生息地が分断されるおそれがある場合は、当該区間において、これらへの影響の程度を考慮して、交差道路や水路等の機能回復のボックスカルバート、パイプカルバート等を設置する場合には重要な動物の選好性等を踏まえるとともに、動物専用の横断施設を設置する等、重要な動物の移動経路を確保するよう努めること。

（2）景観

八ヶ岳山系等の優れた眺望景観への影響を回避・低減するため、詳細なルート・構造の検討に当たっては、可能な限り定量的に眺望景観の変化の程度を把握し、専門家等の助言を踏まえ、調査、予測及び評価を実施すること。また、それらの結果を踏まえ、重大な環境影響が生じる地点を可能な限り回避するとともに、眺望景観に配慮した構造等を選定するよう努めること。特に、八ヶ岳中信高原国定公園からの眺望景観に十分配慮すること。

(3) 水環境

トンネル構造の区間を設ける場合には、地下水の坑内への流出やトンネル内への漏水等による周辺地域における水源等の減水や枯渇等への影響を回避・低減するため、水道や農業用水等の水源の位置及び使用状況を十分把握するとともに、必要に応じて理論モデルによる計算あるいは数値シミュレーションなどの手法により定量的な予測を実施すること。

(4) 廃棄物等

詳細なルート・構造の検討に当たっては、土地の改変の抑制や切土・盛土量のバランスを考慮し、発生土の運搬による周辺環境の影響を回避・低減に努めること。

また、発生土の仮置き場を設置する場合には、必要に応じて行う環境保全措置の検討に当たって、その設置場所について、自然植生、動植物の重要な生息・生育地並びに土砂の流出があった場合に近傍河川等の汚濁のおそれがある区域や、レクリエーション利用の場や施設、住民の生活の場から見える場所を回避する等、周辺環境も含めて影響の回避・低減に努めること。